

介 第 6 5 9 号
平成31年 1月30日

指定地域密着型通所介護事業所の管理者 様
第1号通所事業所の管理者 様

宮古市長 山 本 正 徳



宮古市が指定する地域密着型通所介護及び第1号通所事業における生活相談員の資格要件について（通知）

このことについて、通所介護における生活相談員の資格要件については、厚生労働省令等により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと「同等以上の能力を有すると認められる者」とされていますが、このたび、宮古市が指定する地域密着型通所介護及び第1号通所事業における生活相談員の資格要件について、「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件を下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 生活相談員の資格要件

宮古市が指定する地域密着型通所介護及び第1号通所事業において従事できる生活相談員の資格要件は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員
- (3) 介護福祉士であって、介護福祉士の資格取得後に社会福祉施設等（次に掲げる事業）で福祉サービスに3年以上従事した経験がある者
 - ア 社会福祉法第2条第2項第3号及び第4号並びに同条第3項第4号及び第4号の2に規定する事業
 - イ 介護保険法第8条第8項の通所リハビリテーション、同条第10項の短期入所療養介護、同条第28項の介護老人保健施設若しくは同条第29項の介護医療院での業務、第8条の2第6項の介護予防通所リハビリテーション、同条第8項の介護予防短期入所療養介護又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第48条第1項第3号の指定を受けている旧法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた介護療養型医療施設を含む。）での業務

2 備え付ける書類

生活相談員の要件に基づく資格等を確認できる書類として、事業所に次のものを備え付けることとする。

(1) 上記1の(1)又は(2)に該当する者

資格等を有することが分かる書類等の写し

(2) 上記1の(3)に該当する者

介護福祉士登録証の写し及び勤務先で発行する在職証明書（別添参考様式）

3 適用年月日

平成31年2月1日

4 その他留意事項

(1) 宮古市以外の市町村から地域密着型通所介護（みなし指定を含む）又は第1号通所事業の指定を受けている場合は、当該市町村の指定する事業については、その指定する市町村の基準に従うことになります。

(2) 本通知に伴い、既に指定を受けている事業所が変更届を提出する必要はありませんが、「2 備え付けるべき書類」については、実地指導の際に必要な応じて確認させていただきます。

〒027-8501

宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市保健福祉部介護保険課管理係

電話：0193-62-2111（内線1411）